

大通達甲（備）第6号  
大通達甲（警）第24号  
大通達甲（生）第13号  
大通達甲（交）第7号  
令和3年7月1日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長  
警察学校長 殿  
各警察署長

警察本部長

大分県警察特定家畜伝染病対策本部設置要綱の制定について（通達）  
特定家畜伝染病が発生した場合の対応に万全を期すため、別添のとおり「大分県警察特定家畜伝染病対策本部設置要綱」を定めたので、運用上誤りのないようになされたい。

（警備運用課災害係）  
（施設装備課装備係）  
（地域課地域指導係）  
（保安課企画・指導係）  
（交通規制課規制総務係）

別添

## 大分県警察特定家畜伝染病対策本部設置要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、大分県警察特定家畜伝染病対策本部（以下「対策本部」という。）の任務、組織等について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 対策本部

#### 1 設置

対策本部は、次のいずれかに該当する場合において、警察本部に設置する。

- (1) 県内で特定家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2に規定する疾病のうち、口蹄疫、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに知事が必要と認める疾病をいう。以下同じ。）が発生し、又は患畜となるおそれがある家畜が確認された場合
- (2) 隣接県において特定家畜伝染病が発生し、県内の畜産業への影響が懸念される場合
- (3) その他警察本部長が対策本部を設置する必要があると認める場合

#### 2 任務

対策本部は、大分県特定家畜伝染病総合対策本部と連携の上、事態を的確に把握するとともに、必要な警察措置を的確に行うための諸対策を推進することを任務とする。

#### 3 構成

対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

本部長 警察本部長

副本部長 警備部長、生活安全部長及び交通部長

本部員 警備部総括参事官、警務部総括参事官、生活安全部総括参事官及び交通部総括参事官

#### 4 運営

- (1) 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、対策本部への出席を求めることができる。
- (2) 対策本部の運営に関して必要な事項は、本部長が定める。

### 第3 幹事会

#### 1 設置

対策本部に、大分県警察特定家畜伝染病対策幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

#### 2 組織

幹事会の体制は、別表のとおりとする。

#### 3 運営

対策本部の運営に関するこの要綱の規定は、幹事会の運営について準用する。

### 第4 処務

対策本部及び幹事会の庶務は、警備部警備運用課において処理する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表

大分県警察特定家畜伝染病対策幹事会体制表

幹事長	警備部警備運用課長		
副幹事長	生活安全部保安課長及び交通部交通規制課長		
幹事	警務部	施設装備課課長補佐（装備、車両担当）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 装備資機材の調達、管理及び運用に関すること。</li> <li>・ 車両の管理及び運用に関すること。</li> </ul>
	生活安全部	地域課課長補佐（地域指導担当）	・ 警戒活動に関すること。
		保安課課長補佐（企画・指導担当）	・ 家畜伝染病予防法違反等各種法令違反の取締りに関すること。
	交通部	交通規制課課長補佐（規制総務担当）	・ 知事等が行う通行制限、遮断その他交通規制に関すること。
	警備部	警備運用課災害対策官	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事案の情報収集、集約及び分析に関すること。</li> <li>・ 関係機関との連絡及び調整に関すること。</li> </ul>